

京都市告示第 656 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 29 年 3 月 27 日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
京都市上京児童館，京都市上京老人福祉センター及び京都市上京老人デイサービスセンター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	平成 29 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
京都市高野児童館，京都市左京老人福祉センター及び京都市左京老人デイサービスセンター	同 上	同 上
京都市久世西児童館，京都市久世西老人福祉センター及び京都市久世西老人デイサービスセンター	同 上	同 上
京都市西京児童館，京都市西京老人福祉センター及び京都市西京老人デイサービスセンター	同 上	同 上
京都市山科中央老人福祉センター及び京都市山科老人デイサービスセンター	同 上	同 上

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
京都市下京老人福祉センター 及び京都市下京老人デイサー ビスセンター	同 上	同 上
京都市右京中央老人福祉セン ター及び京都市太秦老人デイ サービスセンター	同 上	同 上
京都市伏見老人福祉センター 及び京都市伏見老人デイサー ビスセンター	同 上	同 上
京都市醍醐老人福祉センター 及び京都市醍醐老人デイサー ビスセンター	同 上	同 上

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)